

「表紙共 14枚」

令和4年4月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和4年5月9日（月曜日） 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

| | |
|-----------|------------|
| 1 番 石井照久 | 11 番 河津裕治 |
| 2 番 松原忠雄 | 12 番 川津清則 |
| 3 番 横田秀喜 | 13 番 財津満寿光 |
| 4 番 江藤義幸 | 14 番 中島浩司 |
| 5 番 左原三枝子 | 15 番 美野英俊 |
| 6 番 綾垣和子 | 16 番 伊藤明美 |
| 7 番 森 克男 | 17 番 原田文利 |
| 8 番 飯田 隆 | 18 番 財津政美 |
| 9 番 湯浅正徳 | 19 番 高瀬義徳 |
| 10 番 川津美利 | |

4 出席事務局職員

局長 武内義則 係総括 田中さおり 主査 小野芳也 主任 櫻木悠輔 主事 太郎良悠希

4 月 定 例 総 会 議 事 日 程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請

第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第6号 5月調査委員の選任について

6 報告

第1号 農地法第18条6項の規定による該当報告の件

第2号 非農地判断の件

7 その他

(1) 5月現地調査

日 時 5月26日（木）午前9時～

※ 調査委員

(2) 5月調査委員会

日 時 5月31日(火) 午前9時～

※ 会長、副会長、調査委員

(3) 5月定例総会

日 時 6月9日(木) 午後2時～

会 場 7階 大会議室

(5) 行事日程

5月19日(木) 常設審議委員会(大分市)(会長)

5月31日(火)、6月1日(水)

全国農業委員会会長大会(東京:会長)

6月 9日(木) 小委員会(定例総会終了後)

(6) その他 ・「4月分農業委員会活動記録簿」の提出日

・「4月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

| | |
|------------------------|--|
| <p>事務局長 (武内義則)</p> | <p>それでは、定例総会を開会いたします。総会の成立でございますけれども、委員総数19名中、出席委員19名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。また、会議に入ります前にお断りをさせていただきますけれども、議事の進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名をした後に発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は電源を切ってくださいかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。会議規則第8条により会長が会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p> |
| <p>議長 (石井照久)</p> | <p>改めまして、こんにちは。本当に日田市もコロナ禍でなかなか数が減りません。また連休が終わりましたので増えていこうかと思いますが、皆さん方でコロナにかからないように注意していただきたいと思います。それとまた農繁期に入ってまいりますので、くれぐれも熱中症にかからないように気を付けてください。それでは着座いたしまして、議事を進行してまいります。</p> |
| | <p>会議規則第17条により、議事録署名委員は議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> |
| <p>議長 (石井照久)</p> | <p>ありがとうございます。それでは、議事録署名委員の指名させていただきたいと思います。6番の綾垣和子委員、13番の財津満寿光委員のお二方をお願いしたいと思います。</p> <p>続きまして、議案訂正でございます。議案訂正がありますか。</p> |

| | |
|------------------------|--|
| <p>事務局 (田中さおり)</p> | <p>事務局からです。議案訂正が1件ございます。議案書の41ページになります。議案第5号現況証明書の発行についての中の17番です。地積の欄が2,735㎡となっていますが、4,241㎡が正しいです。訂正をお願いします。事務局からは以上です。</p> |
| <p>議長 (石井照久)</p> | <p>はい、ありがとうございます。では早速、議案の審議に入りたいと思います。</p> <p>今回の調査委員は、7番森克男委員、12番川津清則委員、18番財津政美委員でございます。調査委員長は7番の森克男委員でございます。</p> <p>それでは、森克男委員お願いいたします。</p> |
| <p>調査委員 (森克男)</p> | <p>先日はちょうど件数も多かったんですが、雨も降りまして大変暑い中、委員3名と事務局と大変ご苦労いただきましたありがとうございます。5時半頃にやっと市役所に帰り着いたということで大変でありました。ありがとうございました。一応全部チェックできましたので、今日はよろしくお願いします。</p> |
| <p>議長 (石井照久)</p> | <p>ありがとうございます。それでは、早速議案審議に入りたいと思います。第1号議案農地法第3条の規定により許可申請の件、10件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p> |
| <p>事務局 (小野芳也)</p> | <p>それでは、私から農地法3条の申請分について説明いたします。</p> <p>議案書は1ページになります。今月は10件の申請が出ております。まずは、17番から説明いたします。対象農地は大字小野〇、譲渡人は大分市にお住いの〇さん。所有農地の維持管理ができないため譲り渡したいということで、譲受人の〇さんが、譲渡人の〇さんの提案を受けるものです。場所は、小野川沿いの〇さんの近くになります。こちらが航空写真になります。こちら丸で示している所が該当の農地になります。続きましてこちらが字図になります。続いて、現況はこのようになっております。</p> |

続きまして、18番にまいります。大字高瀬〇、譲渡人が〇さん、譲受人が〇さんで、理由が双方とも実測面積と地籍面積に相違があるため、実測面積に修正するものとなります。場所は、〇さんがございまして、その裏側になるこの赤丸で示したところになります。こちらが航空写真になります。字図はこのようになっております。続きましてこちらが現況写真です。今現在この石を積んでいる、こちらが畦になるんですがこの形に修正するものです。左側のこのライン、こちらが字図の境界になっているんですけども、実際はこちら右側の石積みのラインというのが境になっておりますので、こちらに合わせるという形になります。

続きまして、議案書の2ページ目にまいります。番号が19番になります。大字三和〇と〇、〇の3筆になります。譲渡人が〇さん、譲受人が〇さんとなります。譲受人である〇さんが隣接する譲渡人の〇さんの土地の一部を購入し農地の境を直線的にし、作業効率を向上するためのものです。場所は、〇の近くになります。こちらが航空写真となっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真になります。こちらにも既にコンクリートの境があるんですが、この線に沿って新しく土地を譲り受ける形になります。

続きまして、20番に行きたいと思います。大山町東大山〇、譲渡人が〇さん、高齢のため譲り渡したいとのことで、譲受人が〇さん、農地を譲り受け、野菜を作り管理していきたいとのことです。場所は、〇から大山振興局方面に少し南に下がった、赤丸で示しているところになります。こちらが航空写真になります。こちらが、字図になります。続きまして、こちらが現況の写真となっております。

続きまして、議案書3ページになります。番号が21番になります。大字羽田〇と〇、〇、〇の4筆になります。譲渡人が〇さん、耕作ができなくなったため、譲受人の〇さんが申し出を受けるものです。場所は、県道日田玖珠線沿いの玖珠町に近い位置になります。こちらが航空写真となります。こちらが字図です。こちらが現況写真となります。この写真が〇と〇の写真となっております。続きまして、こちらが、〇と〇の現況写真となっております。

続きまして22番になります。こちらですね、筆数が12筆と数が多いので代表の地番を読み上げさせていただきます。地番は天瀬町馬原〇ほか11筆となります。譲渡人が〇さん、高齢のため所有権を譲受人の〇さんに移転するものです。〇さんと〇さんは親子関係にあります。父親である〇さんから子の〇さんへ農地を贈与するものです。場所は、天瀬町の〇の周辺となっております。こちらが航空写真となります。こちらが字図となりま

す。筆数が多いため複数に分かれています。赤で囲んでいる4筆が対象となります。続きまして、こちらでも赤で囲んでいる4筆が対象の農地となります。こちらは、赤で囲んでいる3筆が対象の農地となります。最後に、こちらが赤で囲んでいる1筆が対象の農地となります。続いて、現況の写真に行きます。こちらが○の現況写真となります。続きまして、こちらが○の現況写真となります。こちらが、○、○の現況写真となっております。続いて、こちらが○の現況の写真となっております。こちらが○の現況写真です。こちらが○の現況の写真です。こちらが○の現況の写真になります。こちらが○と○の現況写真となります。こちらが○の現況の写真です。最後にこちらが○の現況写真となります。

次に議案書4ページに参ります。番号は23番です。大字内河野○と○、○の3筆になります。譲渡人が○さん、体調不良のため譲り渡したいとのことです。譲受人が○さん、譲り受けて規模の拡大を図りたいとのことです。譲受人の○さんは、牧場を経営しております、譲り受けた農地は牧草の栽培を行うとのことでした。場所は、内河野川沿いの○の付近になります。こちらが航空写真になります。こちらが字図になります。こちらが現況の写真となっております。

続きまして24番に参ります。大字花月○、譲渡人が○さん、管理ができなくなったため、譲受人の○さんが譲り受けて経営を拡大し農地を管理していくものです。場所は、伏木多目的交流館から県道日田山国線を山国方面へ進んだ先となります。こちらが航空写真です。こちらが字図となります。こちらが、現況写真となります。

次に議案書5ページをお願いします。番号25番です。大字花月○と○、○の3筆になります。譲渡人が○さん、近隣に住んでいないので耕作できないため譲り渡すものです。譲受人は、愛媛県松山市の○さん、県外から移住するため住居と農地を購入し営農するものです。場所はですね、先ほどと同じく伏木多目的交流館から県道日田山国線を山国方面へ進んだ先となっております。こちらが航空写真です。耕作する農地が赤い丸で、こちらの農地の前の家が○さんの購入した家になりまして、耕作地から近い場所に家を購入しております。耕作につきましては、近隣の農家の皆さんの指導と協力を頂けるようになっております。こちらが字図になります。こちらが現況写真となっております。こちらが○の現況写真です。こちらが○の現況の写真となっております。こちらが○の現況写真です。

| | |
|--|--|
| | <p>続きまして、番号26番、大字鶴河内〇です。譲渡人が〇さん、高齢で農業を続けることが困難になったため、譲受人である〇さんが譲り受けて農業の規模を拡大するものです。場所は、田ノ原公園の近くになっております。こちらが航空写真です。こちらが字図になっております。こちらが現況写真です。</p> <p>3条の申請は、以上10件になります。ここで現地調査にご同行いただいた森委員にご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>はい。私どもが現地確認したところ、特に問題があるような件はなかったと承知しております。以上です。</p> <p>ありがとうございました。次に、チェックシートの説明に参ります。チェックシートの資料のNo. 1をご覧ください。今月の3条のチェックシートは1ページから3ページまででございます。こちらのすべての項目に該当しないことが、許可の条件となっておりますが、すべての項目に該当しておりませんので、許可を出す分には問題がないということを確認しております。事務局からは以上となります。</p> <p>はい、ありがとうございます。事務局の報告にあるように許可との結論でございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきたいと思います。ございませんか。</p> <p>よろしいですか。なかったら、この件につきましては別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけましょうか。ご賛同の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
|--|--|

| | |
|------------------------|--|
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>ありがとうございます。全員賛成ですので、第1号議案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の件、5件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p> |
| <p>事務局 (太郎良悠希)</p> | <p>議案書6ページ、議案第2号農地法第4条についてです。今月は5件申請がありました。</p> <p>番号3、大字夜明○で地目が台帳は田、現況は畑、面積264㎡の第1種農地です。申請人は日田市亀山町の○、○さんです。申請地と隣接する宅地を使い一般住宅として利用したいとのことでの申請です。第1種農地ですが不許可の例外、つまり許可できるもののうち、いわゆる集落接続に当てはまりますので許可できるものと考えております。場所についてですが、北に進むと大鶴方面という場所になっておりますが、近くに小鶴公民館がございます、赤く丸をしているところです。こちらが航空写真です。水害前の写真なので現況とかなり様子が違います。申請地は赤く囲んでいるところで隣の黄色の点線が宅地、この黄色と赤を使って一般住宅を建設する予定となっております。実際この後現地の写真ご覧いただきますが、この黄色より画面の右側はですね、復旧工事などにより既に川だったりその一部になっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。</p> <p>続いて、番号4、大字東有田○と○で地目はそれぞれ台帳が畑、現況が山林、面積が合計で1,888㎡の第2種農地です。申請人は日田市諸留町の○さんです。既に植林しており、許可を受けていなかったため申請するものです。追認案件ですので始末書を聴取いたします。場所は、近くにウッドコンビナートがあって、こちらは有田小学校ですね、こちら赤く丸をしているところです。航空写真を見るとこのようになっています。このあと現地の写真をご覧いただきますが、全体を写真に残すことが難しかったのですが、航空写真でもわかりますように全体的に植林されています。こちらが字図です。こちらが現地の写真です。航空写真から考えると、非農地証明で対応できないかということ考えたのですが、植林の場合の非農地証明ですと、植林後20年という要件がございますのでそれは当てはまらないだろうということで、追認という形をとっております。</p> <p>続いて、番号5です。大字東有田○で地目は台帳田、現況山林、面積が2,577㎡の第2種農地です。申請人は日田市松野町の○さんです。こちらにも既に植林しており、許可を受けていなかったため申請するものです。追認</p> |

案件ですので始末書を聴取いたします。場所は先ほどの案件の近くでございます。赤く丸をしている辺りでございます。こちらが航空写真です。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。明確な境がわからなかったの
で、点線で表しておりますが、仮にこの線の外側になったとしても植林されておりますので内容としては問題ないものと考えております。またこちらも見えにくいかもしれませんが、植林してまだそんなに時間がたっていない
ものでございますので追認案件となります。

続いて、番号6、大山町西大山〇と〇で地目はそれぞれ台帳畑、現況雑種地で面積が合計で102㎡の第2種農地
です。申請人は日田市大山町の〇さんです。かつての道路拡張工事の際に許可を得ず現在のような砂利敷きと
なったため地目を整理し、今後は隣接する神社の駐車スペースとして利用するため申請するものです。こちら
も追認案件ですので始末書を聴取いたします。場所のご説明です。近くには上野天満社がございましてその近くの
農地でございます。航空写真で見るとこのようになっております。見えにくいかもしれませんが、このあたりに
神社がございまして。こちらが字図です。こちらとこちらが申請地です。この2筆この道を挟んで左右にあるよ
うな位置になっております。

ページをめくっていただきまして番号7です。大山町西大山〇ほか3筆の計4筆で地目はそれぞれ台帳田、現
況雑種地で面積が合計で902㎡の第2種農地です。申請人は先ほどと同じ日田市大山町の〇さんです。こちら
が、バイパス工事の際、許可を得ず現在のような駐車場や進入路となったため地目を整理し、今後もそのまま利
用するため申請するもので、こちらも追認案件ですので始末書を聴取いたします。場所がこちら上下に走って
いますのが響峠バイパスで新しく出来た道で、近くには〇さんがございまして、赤く丸をしているところです。航
空写真で見るとこういった形の土地になっております。写真が現在のものでないので実際の様子とはちょっと違
います。新しいバイパスから見ると、見下ろすような位置にこの土地が実際ございます。こちらが字図で、こ
ちらが現況の写真です。この上の部分ここがバイパスです。赤く囲んでいる中に4筆ございます。少し奥から見
るとこのような位置関係になっております。

それでは現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。

| | |
|-------------------------|---|
| <p>調査委員 (森克男)</p> | <p>はい。5件中4件が追認ということですが、内容を聞きますとそれぞれの理由があるようでございますので、特に問題ないかと私どもは感じております。以上です。よろしくお願いいたします。</p> |
| <p>事務局 (太郎良悠希)</p> | <p>ありがとうございました。それではチェックシートについてです。4条につきましては、資料No. 1の4ページと5ページでございます。全ての項目に該当しないことが許可の条件です。番号3、一番最初ですね、立地基準が第1種農地でございますので該当するになっておりますが、資料No. 1の一番最後の裏側ですね、不許可の例外一覧の中の集落に接続している、これに当てはまることを確認しておりますので許可できるものと考えております。私からは以上です。</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>はい、ありがとうございます。事務局の議案説明にあるように4件が始末書でございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきます。はい、中島浩司委員。</p> |
| <p>1 4 番 (中島浩司)</p> | <p>1 4 番中島です。この7番の案件なんですけど、バイパスの工事の時に同時にこういうふうになったとのことですが、工事の時にこういうのって、事前に何かはっきりこうわかって指導できるというような体制は、事務局のほうにはないんでしょうか。早めに分かっていたら、前もってちゃんと転用していただきって言うのが言えると思うんですけど、そうするとこういうふうに追認とかいう形にはならないと思うんで、バイパス工事にかかってこういう状態になったのが悪いとか良いとかじゃなくて、事前にわかればですね、もうちょっとスムーズにことが進んだんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>はい。事務局よろしいですか。</p> |
| <p>事務局 (太郎良悠希)</p> | <p>はい。現在明確に体制として確立しているものはないです。ただこれまでも、例えば県土木事務所や農林基盤の関係のところ、その都度お話ししている、農地転用っていう制度があるので、公共工事といえど許可が必要</p> |

| | |
|-------------------------|--|
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>な場合があるということは、ご説明しているところです。またそういった経緯もありますので去年からですね、許可が要る場合と要らない場合をきちんと整理して、ちゃんと共通認識でこういったことがないようにしていければと、動いているところでございます。</p> <p>中島浩司委員。よろしいですか。</p> |
| <p>1 4 番 (中島浩司)</p> | <p>はい。</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>ほかに何かございませんか。よろしいでしょうか。それではですね、なければこの件につきまして別紙チェックシートのおおりに、農地法第4条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけましょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>はい、ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>それでは、議案第3号9ページです。農地法第5条の規定による許可申請の件、6件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p> |
| <p>事務局 (太郎良悠希)</p> | <p>議案9ページ、議案第3号農地法第5条についてです。今月は6件申請がありました。</p> <p>番号19、大字渡里〇で地目は台帳、現況ともに田、面積が1,866㎡の第3種農地です。譲渡人は日田市清岸寺町の〇さんで、譲受人は日田市石井町1丁目の〇さんです。申請地を譲り受け宅地分譲用地8区画として利用し</p> |

たいとのことでの申請です。申請地の近くには○さんがございまして、その前の赤く丸をしているところです。航空写真をみるとこのようになっております。こちらが字図です。現況の写真はこのようになっております。1筆を2枚で使ってらっしゃるので、このようになっております。

続いて番号20、大字庄手○で地目は台帳現況ともに田で面積が247㎡の第3種農地です。譲渡人は日田市本庄町の○さんで、譲受人は日田市川原町の○さんです。申請地を譲り受け一般住宅として利用したいとのことでの申請です。場所が、近くに日隈小学校や三隈中学校がございまして、こちら赤く丸をしているあたりでございませぬ。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。

ページをめくっていただきまして番号21です。大字渡里○で地目は台帳現況ともに畑で面積が103㎡の第3種農地です。譲渡人は大分市の○さんで、譲受人は日田市玉川3丁目の○さんです。申請地を譲り受け宅地として造成したいとのことでの申請です。近くには、○さんがございまして、赤く丸をしているところです。航空写真で見ると赤く囲んでいる土地です。このあと現地の写真を見ていただいたときのためにも補足しておきますと、この部分は既に建物が建っていますので、ちょっと頭に入れておいていただければと思います。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。赤い所が今回の申請地で、先ほどの部分建物がありませんと申し上げたところはこちらです。

続いて番号22、大山町西大山○で地目は台帳、現況ともに畑で面積が21㎡の第2種農地です。譲渡人は東京都の○さんで、譲受人は日田市大山町の○さんです。申請地を譲り受け家庭菜園や庭として利用したいとのことでの申請です。近くには、○さんや老松天満社がありまして、赤く丸をしている所です。航空写真がこちらです。こちらは譲受人の方のお宅ですすぐ家の横ということになります。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。

続いて番号23、大字庄手○で地目は台帳、現況ともに田で面積が1,187㎡の第3種農地です。賃貸人は日田市日ノ隈町の○さんで、賃借人が日田市銭淵町の○さんです。申請地を借り受け店舗薬局として利用したいとのことでの申請です。賃借人の方は現在○さんを営んでおられておまして、隣接する病院の移転にあわせて移転するために申請するものです。場所が日隈小学校や三隈中学校がある近くの赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。奥に見えておりますのが、以前皆さんにご審議いただいた○さんで、今建設されているところです。その隣の土地になります。

| | |
|--|--|
| <p>調査委員 (森克男)</p> <p>事務局 (太郎良悠希)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>続いて、番号24です。大字庄手〇で地目は台帳、現況ともに田で面積が1,151㎡の第3種農地です。賃貸人は日田市日ノ隈町の〇さんで、借入人は日田市銭湊町の〇さんです。申請地を借り受け職員駐車場として利用したいとのことでの申請です。場所は先ほどの23番の案件と隣接しております。日隈小学校や三隈中学校の近くの赤く丸をしている所です。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。23番の案件の土地は画面の右側にございます。それでは現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p> <p>はい。私ども現地を確認いたしました。特に問題のある案件ではなかったというように感じております。以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。それではチェックシートについてです。5条については、資料No. 1の6ページからとなっております。全ての項目に該当しないことが許可の条件です。この中で、7ページの番号21番ですね、こちらが宅地造成のみとなっておりますため、該当するに丸がついておりますが、第3種農地ですので問題ないものでございます。つまり、いずれの案件も許可できると考えております。私からは以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。事務局の議案説明にあるように問題はないというような意向でございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきます。ありませんか。</p> <p>なければですね、この件につきまして別紙チェックシートのとおり、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけでしょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
|--|--|

| | |
|------------------------|--|
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>はい、ありがとうございます。それでは、決定したいと思います。</p> <p>(○委員、○委員、○委員、○委員、○委員、着席)</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>それではですね、それでは残りの分です。本案件は農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会におきまして、農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼され、また本市の基本構想に適合するとともに、権利者が経営地の全てを効率的に利用し、必要な農作業常時従事するものとして作成されたものでございます。それぞれのですね、委員の方々のエリアにおきましてご確認をお願いします。問題があれば挙手をして、ご発言願いたいと思います。小山委員どうぞ。</p> |
| <p>推進委員 (小山一善)</p> | <p>はい。113、114、115番についてですね、解除条件付と書いてあるんですけども、どういうものかちょっと説明をお願いしたいと思います。</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>事務局よろしいですか。</p> |
| <p>事務局 (櫻木悠輔)</p> | <p>はい。この解除条件付というものですが、借り手が法人です。法人であれば、農地を借りることができるんですけども、法人に関しては農地所有適格法人つまり農地が所有することができる法人と、それ以外の法人というものがあまして、農地を所有できる適格法人であれば、通常の貸し借りということができるんですけど、その要件を満たしていない法人については、この解除条件付の契約という形をとるしかないというもので、実際の解除条件付の契約、一般の契約と何が違うかといいますと、例えば農地を借りて農業を始めてみたけれど、耕作がきちんとできていないので農地を荒らしてしまったと、そういったことがある場合、合意解約とか期間満了を待つことなく契約を打ち切ることができる、そういった内容の契約というもので、少し借り手側としては厳しい内容の契約となっております。</p> |

| | |
|------------------------|---|
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>小山委員。よろしいですか。</p> |
| <p>推進委員 (小山一善)</p> | <p>はい。この借り手の方はですね、丸の内で以前近所の方がクレームをつけてきた案件があると思うんですよ。近くの人はいもう誰でも知っていると思うんですけども、膝まで草がいっぱいあってもそのまま水をあてて、代かきして、除草剤もしない何もしない水はあてたままということで、採れただけでもいいという感覚でやっているんだから、当然貸し手もそういうふうになると思います。これはどちらがあれですか、貸し手のほうがもうこんなに雑な耕作というか、中にはぜんぜん耕作してない水田があったと思うんですよ。それらについて、一方的にこの時点で解約しますよということができるのか。それをはっきりしないと近くの水田が迷惑するんですよ。防除もしないし、田んぼによってはもう刈り取らないとか。肥料もあまりやっていないみたいでコンバインで刈り取りができないような田んぼも確かにあります。ですから、これはやっぱりはっきり貸し手に、もしこういう状態であったら一方的に解約ということをした方がいいんじゃないかと思っております。以上です。</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>事務局お願いします。</p> |
| <p>事務局 (櫻木悠輔)</p> | <p>はい。この法人さんに関してのお話しというのは事務局のほうも承知をしておるところです。この申請にいらっした時もそういう経緯があったので、私もちょっとお話をしました。本当に耕作が可能なのか、とりあえず、できるかわからないけど、ちょっとここをというお話があったというような、実際つい最近このようなお話があったんで、それではお受けすることができませんと言って、一旦ちゃんとそここのところを整理してくださいというところまでお話しはしております。最終的にこの筆が出てきたというところですけども、やはり一度、二度ではなく、そういうお話は入ってきておりますので、事務局の方としても注意してみておかないといけないなと思っております。以上です。</p> |

| | |
|----------------|--|
| 議 長 (石井照久) | 小山委員、よろしいですか。 |
| 推進委員 (小山一善) | はい。分かりました。 |
| 議 長 (石井照久) | はい。飯田委員どうぞ。 |
| 8 番 (飯田隆) | 8 番の飯田です。小山委員との関連ですが、○ですね、この人は今実際こういう形で契約している面積は事務局で把握しているのはどのくらいありますか。 |
| 議 長 (石井照久) | 事務局わかりますか。 |
| 事務局 (櫻木悠輔) | 今ですね、議案書の一番右手の耕作面積が54アールというふうに記載はおるんですが、契約がちょうど切れまして今から更新するとかいうところもあるのでこれがどのくらい正確なところかというのはですね、一応台帳上こういう数字になっておるんですけど。 |
| 8 番 (飯田隆) | 分かりました。 |
| 議 長 (石井照久) | 河津委員。出口がありますけれども、現地はわかりますか。 |

| | |
|-----------------------|--|
| <p>9番 (湯浅正徳)</p> | <p>僕が答えましょう。9番の湯浅です。この○さんのところはですね、家からも近いし、田んぼもまとまってあります。水の便も良い時と悪い時が極端にあります。悪い時は下の川からあげるのに、ものすごく時間がかかるという感じです。田んぼそのものも深いです。だから、条件を知らないと、よその人が作っても厳しいんじゃないかなと思います。たぶんですね。刈り取りの時にコンバインが埋まってしまう所があります。一昨年その前かな、○さんがその田んぼを借りたんですよ。私も○をやっているんですけど、刈り取りに入った時にですね、やっぱり深くて刈れない。稲が刈れない状態のところ、何か所か出てきました。だから、この田んぼの状況を知らないと、ただ借りて面積も広いし基盤整備もしてあります。条件的にはいいような形なんですけど、この条件を知らないとちょっとその人は厳しいんじゃないかなと思います。以上です。</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>はい。ありがとうございます。湯浅委員、○さんは去年まで作られたということですか。</p> |
| <p>9番 (湯浅正徳)</p> | <p>一昨年、1年だけです。契約して1年だけ作っています。</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>わかりました。河津委員、どうぞ。</p> |
| <p>11番 (河津裕治)</p> | <p>はい。○さんは1年作ったんですが、やっぱりそういうことで条件が悪くて、皆さんもかなりの面積をやっとるんで、ちょっと手に負えないってことでやめたんです。以上です。</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>はい。ありがとうございます。事務局、こういう情報は知っていましたか。</p> |

| | |
|-----------------------|--|
| <p>事務局 (櫻木悠輔)</p> | <p>そこまでの情報までは事務局は承知していません。今委員から伺ったお話が初めてですね。この農地が個別にどこが云々という話は、把握していません。</p> |
| <p>議長 (石井照久)</p> | <p>何かほかにありますか。なければ、計画要請の内容は別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号及び基本構想の各要件を満たしたと考えます。ご意見がほかになかったらご承認いただけますでしょうか。</p> |
| | <p>(はいの声)</p> |
| <p>議長 (石井照久)</p> | <p>ありがとうございます。それでは、決定いたしたいと思います。</p> <p>それではですね、続きまして39ページ、議案第5号、現況証明書（非農地証明書）の発行について、8件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p> |
| <p>事務局 (櫻木悠輔)</p> | <p>はい。では議案書39ページ、議案第5号、現況証明書の発行についてです。今月は8件申請があがっております。</p> <p>まず、13番、前津江町柚木〇で、登記地目は田、現況は原野、面積が745㎡です。申請人は大鶴本町の〇さん、申請理由は、現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4の森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所ですが、旧出野小学校のほうから南に行った田代の集落、ここの東側になります。航空写真はこのようになっております。こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。</p> <p>続きまして、14番、小迫〇です。登記地目は畑、現況は宅地で面積は690㎡です。申請人は久留米市の〇さんです。申請理由は、平成8年11月8日に宅地拡張用地として農地法第4条の許可を受けたものの、登記地目を変更しないまま当時の所有者が許可書を紛失したため申請するものです。こちらは発行基準2に該当いたしま</p> |

す。場所は高速日田インターの少し西側の住宅地の中にあります。大字でいうと小迫になりますが、町内でいうと清岸寺町となります。航空写真はこのようになっております。赤く囲まれた中に一つ住宅があります。こちらが母屋のような形で回りをちょっと増築しているような形になっております。増築の部分が転用許可を受けているものの、地目が変わっていないというものです。こちらが字図で現在の状況はこのようになっております。

続きまして議案書40ページに行きまして、15番、小野〇ほか全部で5筆です。登記地目はいずれも畑、現況は〇と〇が原野で、残りの3筆が山林となっております。面積は合計で3,174㎡、申請人は鈴連町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するため、〇と〇は発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するもので、残りの3筆は発行基準5、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白で各種要件を満たしているものに該当するものです。場所は、〇の少し南側の小野川より西側、もう少し南側に行くと水害で大規模な土砂崩れがあって、今現在復旧工事中の現場があります。その少し北側になります。南側の3筆のこちら航空写真とこちらが字図でこちらが現在の現況です。続いて、北側2筆の航空写真と、こちらが字図で現在の状況はこのようになっております。この〇と〇そして〇の3筆については杉が植林されておまして、平成13年の航空写真を確認したところ、すでに植林はされていまして、20年の要件を満たしていることとなります。

次が16番、大山町東大山〇と〇、天瀬町合田〇と〇で地目はいずれも畑、現況は東大山の2筆は原野、天瀬町合田の〇は雑種地、〇は山林としております。申請人は福岡県にお住いの〇さん。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、東大山の2筆と天瀬町合田の〇は発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。そして天瀬町合田〇については発行基準5既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもので各種要件を満たしているものに該当するものです。場所ですが、女子畑の旧台小学校の方から五馬に向かいまして、ちょうど天瀬と大山の境のところになります。まず北側東大山の航空写真です。こちらが字図で現在の状況はこのようになっております。次が南側天瀬町合田の方の航空写真です。こちらが字図で、現在の状況はこのようになっております。この合田の〇については平成13年の航空写真を確認したところ、既に植林がされていまして、20年の要件は満たしていることとなります。

続きまして、議案書4 1ページに行きまして、17番、有田○です。登記地目は田となっておりますが、現況は原野で、面積は冒頭訂正のありました4,241 m²となります。申請人は尾当町の○さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所は尾当町の集落があるところから北側になります。こちらが航空写真です。字図で見るとこうなっております、現在の状況がこのようになっています。こちら中央から東側を見たもので、こちらが南側から北側を写したものです。道のようになっていて、草を切っているところ以外は少し見にくいですが、岩や石が全面にあります。

続きまして、18番、前津江町大野○で登記地目は畑となっておりますが、現況は宅地で、面積は150 m²、申請人は前津江町大野の○さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準5、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもので各種要件を満たしているものに該当するものです。場所は前津江振興局のすぐ西側になります。こちら航空写真でこちらが字図です。現在の状況はこのようになっています。2階建ての住宅ですね、本人が居住する住宅が建っております。こちら平成13年の航空写真を確認したところ、もうすでに建物が建っております。あとは固定資産税の状況から築30年経過しているということを確認しております。

続きまして、議案書4 2ページ、19番大山町西大山○ほか全部で14筆登記地目はいずれも畑で、現況は○は宅地、そのほかは山林となっております。面積は全部で18,144 m²、申請人は大山町西大山の○さん、申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、○が発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するもので、残り13筆は発行基準5、既に農地または採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもので各種要件を満たしているものに該当するものです。場所ですが、2筆○、○こちらが旧鎌手小学校の近くで残り12筆はここから南に行きまして前津江との境にあります、上野の集落の近辺になります。旧鎌手小の近くの2筆の航空写真がこちらで、字図がこちらです。現在の状況はこのようになっています。次が南側ですが、まず○の航空写真とこちらが字図です。現在の状況はこのようになっています。こちらがきのこの栽培施設だったようですが、平成13年の航空写真を確認したところ、同様の施設が確認できましたので20年の要件を満たしていることとなります。続きまして、○と○の航空写真とこ

| | |
|-----------------------|--|
| <p>推進委員 (佐藤学)</p> | <p>ちらが字図です。現在の状況です。続いて、○と○の航空写真です。こちらが字図で現在の状況はこのようになっております。次は○から○までに航空写真です。こちらが字図でこちら現在の状況です。続きまして、○と○の航空写真とこちらが字図です。現在の状況このようになっております。こちらいずれも山林となって20年以上経過しているということは、平成13年の航空写真から確認しております。最後ですが○の航空写真とこちらが字図です。現在の状況なんですが、航空写真や字図からも見て取れるように、山中で里道もなく歩いて申請地に到達するのは困難な状況でありました。周囲の地目も山林であり別人の所有であることからこの筆のみ発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものとしております。この基準というのがこの土地の周囲の状況からみて、仮にこの土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合というものがあります。つまり現地が仮にここだけ山林じゃなかったとしても、周囲の状況から耕作は不可能と判断されるものです。この写真は最寄りの道路の北西側と南西側から申請地方向を写したものです。ここから山に入って300m近く行ったところが申請地になります。</p> <p>最後に、20番、高瀬○で登記地目は畑、現況は山林となっております。面積は345㎡、申請人は誠和町の○さん。申請理由は現況に合わせて地目を整理するためで、こちらが発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所は、高瀬の国道210号日田バイパスのここが美濃交差点ですね。こちらが○のあるところから少し北西に入っていったところになります。こちらが航空写真です。こちらが字図で現在の状況はこのようになっております。</p> <p>以上、8件の説明でした。この案件につきまして、各地区ご担当の推進委員さんからご意見をいただこうかと思っておりますのでよろしくお願いします。</p> <p>はい。前津江で申請が2件出ておりました。ひとつは13番の○さんの件ですけれども、もう本人も住んでいません。大鶴の方に出ていますが、管理できずに荒れていますので、もう農地としての復旧は不可能だと判断しております。もう1件は18番の○さんですが、もう既に家が建っております。故意か過失かわかりませんが明らかに農地転用ではございますが、もう20年たっているということで現況はもう宅地になっているようです。以上です。</p> |
|-----------------------|--|

| | |
|-------------------------|---|
| <p>推進委員 (木藪一敏)</p> | <p>はい。木藪です。14番の小迫の件ですけれども、過去にですね、これは許可で出ておりますので別に問題ないと思われます。</p> |
| <p>推進委員 (諫山文彦)</p> | <p>農地委員の諫山です。15番の小野の地区の件ですけどですが、急勾配のところにある土地なんですけれども、ご覧のように杉等が植わっておりまして農地に戻すこと、復元は無理じゃなかろうかと思って非農地の証明は問題ないとおもいます。</p> |
| <p>推進委員 (矢羽田市夫)</p> | <p>16番の大山町東大山の2筆でございますけれども20日の日に現地に行きました。雑木が入っていてとても畑に戻る状態ではございませんでした。</p> |
| <p>推進委員 (高瀬俊和)</p> | <p>続きまして、16番の天瀬町の2筆ですけれども、いずれも不適地と思われますので、よろしいと思います。</p> |
| <p>推進委員 (中嶋ひとみ)</p> | <p>17番の西有田地区中嶋です。現地を見まして、道自体が軽トラも入るのが難しそうな場所でしたので、問題ないかと思ひます。</p> |
| <p>推進委員 (河津昭二郎)</p> | <p>はい。19番の件ですが、○以外の畑になっているところは、写真で分かるように山林になっていますので、もう畑に戻ることはできないと思ひます。○は宅地として使っていた跡がありますので、畑として戻ることはできないと思ひますので非農地になると思ひます。以上です。</p> |
| <p>推進委員 (三笠成一)</p> | <p>はい。20番の三笠です。この土地は周りに竹等もたくさん入って、とても農地に復元するには厳しいと思ひております。また周りの農地には、あまり影響はないような判断でした。以上です。</p> |

| | |
|-----------------------|--|
| <p>事務局 (櫻木悠輔)</p> | <p>はい。ありがとうございます。事務局からの説明は以上です。</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>はい、ありがとうございます。議案第5号、現況証明書、非農地証明書の発行について8件でございました。何かあれば挙手してご発言いただきたいと思います。ありませんか。なければご承認いただけましょうか。</p> <p>(はいの声)</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>はい。ありがとうございます。非農地証明書を発行いたしたいと思います。</p> <p>続きまして43ページ、議案第6号5月調査委員の選任につきましてです。日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱の第3条の規定に基づき、選任するものでございます。私からご指名でよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>はい。それでは指名いたしたいと思います。4番江藤義幸委員、10番川津美利委員、17番原田文利委員の3名の方をお願いしたいと思います。</p> <p>続きまして、6番、報告です。事務局、説明をお願いします。</p> <p>報告第1号 農地法18条第6項の規定による該当報告の件 報告第2号 非農地判断の件</p> |

7番、その他

(1) 5月現地調査

日 時 5月26日(木) 午前9時～

※ 調査委員

(3) 5月調査委員会

日 時 5月31日(火) 午前9時～

※ 会長、副会長、調査委員

(4) 5月定例総会

日 時 6月9日(木) 午後2時～

会 場 7階 大会議室

(5) 行事日程

5月19日(木) 常設審議委員会(大分市)

(6) その他 ・「4月分農業委員会活動記録簿」の提出日

・「4月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

これで、本日のすべての日程を終わります。お疲れ様でした。

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和4年 月 日

議 長 会 長

署 名 委 員 6 番

署 名 委 員 1 3 番